

根室市選挙管理委員会告示第 10 号

令和4年7月10日執行の第26回参议院議員通常選挙の在外選挙人が期日前投票を行う指定期日前投票所は、次の場所に設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和4年6月17日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

1. 在外選挙人が期日前投票を行う指定期日前投票所

場 所 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所1階ロビー

期 間 令和4年6月23日（木）から令和4年7月9日（土）まで